

災害救助法適用に伴うガス料金等の支払いにおける特別措置につきまして

このたびの、令和6年能登半島地震で被災されたみなさま、ならびに関係者のみなさまに、心より深くお見舞いを申し上げます。

弊社では被災されたお客様のガス供給設備のすみやかな復旧と点検に注力し、引き続き安全にガスを供給させて頂く体制を整えるとともに、被災地の支援にも努めてまいります。

災害救助法が適用された地域で被災されたお客様に、ガス料金のお支払いにおける特別措置につきまして、下記の通りご案内申し上げます。

記

- ・対象者 被災されたかたで、別途お申し出をいただいた方
- ・対象期間 2024年1月から3月検針分のガス料金
- ・措置内容 支払期日を1カ月間延長
- ・適用地区 以下の災害救助法が適用された地域
 - 【石川県】金沢市、輪島市、珠洲市、七尾市、羽咋市、かほく市
白山市、能美市、小松市、加賀市、内灘町、津幡町
志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
 - 【富山県】富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市
南砺市、射水市、船橋村、上市町、立山町、朝日町
 - 【福井県】福井市、あわら市、坂井市

連絡先



0570-01-4567

ナビダイヤルをご利用になれない場合は、下記電話番号におかけください。

【金沢事業所】 076-269-4567

【福井営業所】 0776-43-9425

【富山事業所】 076-432-5100

【高岡支店】 0766-27-7250

【富山東営業所】 0765-23-3214

以上